

前橋市監査委員公表第4号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年5月8日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年3月27日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：けやき並木サロン運営委員会】</p> <p>【監査対象所属：未来の芽創造課】</p> <p>1 本市の関わりについて（要望事項）</p> <p>けやき並木サロン運営委員会の事業実施に対する負担金において、負担金事業は、市と事業参加団体が互いに応分の負担をしながら事業を実施していくもので、市は事業主体として事業の実施に関して直接責任を有しているはずであるが、現在の本市の関わりについて確認したところ、会議開催など一部の事務的支援は行っているものの、負担金による財政的支援に留まっており、事業の実施は運営委員会により独自に進められている状況を鑑みれば、本市は事業主体であるとは言い難く、むしろ補助事業としての色合いが強いと考えられる。</p> <p>事業を共同で実施する費用の分担なのか、当該事業に対する補助なのかを明確にして、市の関わり方を再検討されたい。</p>	<p>けやき並木サロン運営委員会と本市の関わりについては、平成31年度以降、当該団体への財政支援は行わないこととした。</p> <p>なお、当該地域の活性化に関わる所管であるにぎわい商業課において、地域活性化の観点を重視し、財政支援によらない当該団体との新たな関わりを構築していく。</p>